

第11章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察

第1節 施策の実施計画の策定と実施

(1) 施策の実施計画

第6章で述べた保存・活用の大綱と基本方針及び第7章～第10章で述べた各分野の方向性と方法等に基づき、保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備について、計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。

なお、施策の実施時期については、令和元年～令和5年の5年間を「第1期」、令和6年～令和10年の5年間を「第2期」とする。

表72 実施計画の総括表

区分	施策番号	項目	実施時期			備考
			R1～R5 第1期	R6～R10 第2期	第2期 以降	
① 保存・管理	1	日常的な維持管理				
	2	き損箇所の把握				
	3	計画的な修理の実施				
	4	現状変更等の許可制度の厳密な運用				
	5	松山城跡に関する調査研究の実施				
	6	発掘調査(重要遺跡確認調査)の実施				
	7	発掘調査報告書の作成				
	8	石垣の三次元測量の実施とカルテの作成・更新				
	9	史跡境界の確定				
	10	復元建造物の文化財登録				
	11	本質的価値に関連する要素等の保護				
② 活用	1	調査・研究成果の公開				
	2	学校教育・生涯学習との連携による活用				
	3	観光資産としての活用				
	4	都市公園・歴史公園としての活用				
③ 整備(保存)	1	山腹崩壊防止対策				
	2	石垣の修理				
	3	登城路・近代以降の登山道整備(大手道等)				
	4	登城路・近代以降の登山道整備(古町道)				
	5	登城路・近代以降の登山道整備(東雲道)				
	6	松山城山樹叢・山林の適正管理(危険木の処理)				
	7	松山城山樹叢・山林の適正管理(眺望の確保)				
	8	松山城山樹叢・山林の適正管理(森林の健全化)				

区分	施策番号	項目	実施時期			備考
			R1～R5 第1期	R6～R10 第2期	第2期 以降	
③ 整備 保存	9	公益施設・供用施設等の移転等				
	10	本丸広場の排水対策				
	11	現存建造物の修理				
	12	復元建造物の修理				
	13	本丸広場等の植栽管理計画の策定				
	14	本丸地区の植栽の適正管理(「さくら名所100選」)				
	15	緊急車両用道路の整備				
	16	二之丸史跡庭園の維持管理				
	17	三之丸地区の表面表示の適正管理				
	18	三之丸地区の第2期整備計画の策定				
	19	三之丸地区の第2期整備事業の実施				
④ 整備 活用	1	松山城山樹叢・山林の整備・活用				
	2	管理施設の整備(案内看板等)				
	3	管理施設の整備(避難誘導サイン)				
	4	管理施設の整備(バリアフリー化)				
	5	管理施設の整備(園路等)				
	6	ガイダンス施設の整備等				
	7	便益施設の整備(自販機等)				
	8	便益施設の整備(休憩施設)				
	9	便益施設の整備(観光施設)				
	10	二之丸地区の眺望確保(植栽管理)				
	11	二之丸地区の眺望確保(郭の整備)				
	12	二之丸地区の便益施設の整備				
	13	堀の水質管理				
	14	三之丸地区の地下遺構(近世)の顕在化				
⑤ 体制 整備	1	松山市内部の体制整備				
	2	外部の有識者等の指導、助言				
	3	市民や民間事業者との協働				

第2節 経過観察

(1) 経過観察の方向性

史跡の保存活用計画を策定した後は、第6章から第10章までに述べた保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備の各分野の計画のほか、前節の施策実施計画等について、定期的に経過観察(モニタリング)を実施する。具体的には、施策や事業の進捗状況を把握するための指標を定め、定期的に自己点検を実施し、効果の検証や課題の抽出等を行い、必要に応じて改善を加えることにより、史跡の保存・活用に係る施策等の効果的な推進を図る。

(2) 経過観察の方法

1) 内部検証

内部検証は、年に1回、松山城跡の保存・活用に関係する内部部署(公園緑地課、観光・国際交流課、文化財課)が表73に示す自己点検表により、各々実施し、公園緑地課が取りまとめることとする。

2) 評価

経過観察の結果の評価は、実施する施策や事業の妥当性と効果、保存・活用の基本方針等への寄与などの観点から、公園緑地課や関係部署で実施するとともに、史跡松山城跡整備検討専門委員や行政オブザーバー等に報告し、専門家の立場からの評価や今後の対策などについて指導・助言を仰ぐこととする。

3) 経過観察後の問題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策や事業計画、運営の体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行うこととする。

表73 松山城跡自己点検表

松山城跡の自己点検表					
史跡等の名称	松山城跡				
管理団体名	松山市				
項目	実施例	未取組	計画中	取組済	備考
(1)基本情報に関する こと	ア)標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ)境界標の設置、現地での範囲の把握は出来ているか	1	2	3	
	ウ)説明板は設置されているか	1	2	3	
(2)計画策定等に関する こと	ア)保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ)保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3)保存に関する こと	ア)指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ)調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ)専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ)史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	

項目	実施例	未取組	計画中	取組済	備考
(3)保存に関すること	オ)災害対策・安全確保は十分されているか	1	2	3	
	カ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4)管理に関すること	ア)日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ)特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ)史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか。	1	2	3	
	エ)条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関すること	ア)公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ)史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ)市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ)まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ)文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ)体験学習会等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ)パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク)外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ)ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6)整備に関すること	ア)整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ)史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ)遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ)修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ)整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ)復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ)活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク)多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	ケ)整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ)整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ)整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7)運営・体制・連携に関すること	ア)運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ)体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ)他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ)地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8)予算に関すること	ア)予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

史跡松山城跡保存活用計画

令和元年（2019）9月

発行 松山市
愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
編集 株式会社上智
富山県砺波市千代176番地1
印刷 有限会社野口印刷所
愛媛県西条市丹原町丹原185